

# 平成29年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画

平成29年3月30日本部決定

## はじめに

中国地方整備局では、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、平成24年11月に「中国地方整備局コンプライアンス推進本部」を設置し、毎年度策定する「コンプライアンス推進計画」に基づき、研修や職場での啓発活動等を繰り返し行ってきたところである。

これまでの取組みによって、職員のコンプライアンスに対する意識は着実に向上し、職員が遵守すべきルールとして定着してきたところであるが、国土交通省では一部とはいえ、未だに発注事務に関し国民の信頼を相当程度損なう事案が見られることは事実であり、現状に満足することなく、職員のコンプライアンス意識をより高いレベルで維持していけるよう、継続して取り組んでいく必要がある。

組織に対する国民の信頼は一朝一夕で得られるものではなく、日頃からの積み重ねが大切であり、職員一人ひとりが国家公務員法、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等の関係法令を遵守することの重要性を深く認識し、中国地方整備局に対する社会的要請に的確に対応し社会的責任を果たしていくという意識を常に持ち行動することが重要である。

これを踏まえ、「平成29年度中国地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、本計画に基づいた取組みを推進していくものとする。

## 1 職員のコンプライアンス意識の醸成

職員個々のコンプライアンス意識の醸成を図るため、繰り返し、コンプライアンスに関する講座・研修・講習会等を受けられるような体制を作る。

また、局長等組織のトップが、直接、職員にコンプライアンス等について話す機会を作る。

### (1) コンプライアンス出前講座

発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、本局職員または各事務所等のコンプライアンス指導者を講師とし、全職員を対象にコンプライアンス講座を実施する。

### (2) 外部講師によるコンプライアンス講習会

#### ①全職員を対象とするコンプライアンス講習会

コンプライアンスの意義及び重要性に関する理解を深めることを目的に、各地区で外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。

#### ②幹部職員を対象とするコンプライアンス講習会

幹部職員(事務所長、副所長を含む。)を対象に、組織の管理職として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力及び判断力の向上を図ることを目的に、外部講師を招いたコンプライアンス講習会を実施する。

### (3) 職員研修におけるコンプライアンス講義

中国地方整備局で実施する職員研修の重点実施事項にコンプライアンスの徹底を定め、可能な限りすべての人材育成研修及び知識・技能研修等のカリキュラムにコンプライアンスに関する講義を設ける。

### (4) コンプライアンス・ミーティング

各職員が職場内で自発的に意見を出し合うことにより、職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図ることを目的に、コンプライアンス・ミーティングを四半期に1回、全職員を対象に実施する。

原則として所属単位を基本とし所属職員全員が参加して、本局が提示した具体的な共通テーマまたは本局もしくは各事務所等において選定したテーマにより、一人ひとりの理解が深まるような工夫を行う。

また、ミーティング結果の報告を義務付け、質問に対してはフォローアップを行う。

### (5) e-ラーニング

職員による自主学習を支援するため、e-ラーニングを通じて、コンプライアンスに関する学習教材を提供する。また、全職員を対象にコンプライアンス理解度テストを実施する。

## (6) コンプライアンスに関する情報提供

不祥事事例などのコンプライアンス意識の醸成に資する情報をイントラネット、メール、諸会議等を活用して提供する。

## (7) パソコン立ち上げ時のコンプライアンス遵守メッセージ表示

職員のコンプライアンスに関する意識の高揚とその徹底を図るため、行政パソコンの立ち上がり時に、コンプライアンス遵守メッセージを定期的に表示する。

## (8) コンプライアンス行動チェック

職員自らが、定期的に公務員倫理、発注者綱紀保持等のコンプライアンス行動チェックを実施して、コンプライアンスの徹底を図る。

## (9) コンプライアンス・ハンドブック

職員がコンプライアンスを常に意識した日々の行動に役立てるために、コンプライアンスに関する基本的事項や参考事例等を盛り込んだハンドブックを活用する。

## 2 事務所のコンプライアンス指導者の育成

各事務所等におけるコンプライアンス推進活動を計画的かつ着実に実施するため、事務所副所長及び課長等をコンプライアンス指導者として育成する。

### (1) 管理職（副所長）研修

事務所の副所長を対象に、組織の管理者として必要なコンプライアンスに関する高度な管理能力及び判断力の向上を図り、事務所におけるコンプライアンス推進の中心的な役割を担うことを目的に、管理職（副所長）研修を実施する。

### (2) コンプライアンス（課長等）セミナー

事務所の課長等を対象に、コンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンス・ミーティングなどを通じ、部下職員へ適切な指導が行えるよう管理職としての資質の向上を図るとともに、事務所におけるコンプライアンス推進の実務的な役割を担うことを目的に、コンプライアンス（課長等）セミナーを実施する。

### 3 発注者綱紀保持及び公務員倫理の徹底

#### (1) 発注者綱紀保持の周知徹底

- ① 国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令の遵守はもとより、発注者綱紀保持規程について周知徹底する。  
また、全職員を対象に発注者綱紀保持に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを行う。その結果を踏まえて職員に対するフォローアップを行う。
- ② 発注担当職員が事業者等との適切な応接の実施を図るため、発注者綱紀保持マニュアルに定める事業者等との応接方法について周知徹底する。

#### (2) 公務員倫理の周知徹底

国民の疑惑や不信を招かないために、国家公務員倫理法や倫理規程の遵守については、上記に掲げる出前講座や倫理週間等の機会を通じて周知徹底を図る。  
また、全職員を対象に服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するため、セルフチェックを行う。その結果を踏まえて職員に対するフォローアップを行う。

#### (3) 談合に関わった場合の懲戒処分、損害賠償請求等についての周知徹底

「1 職員のコンプライアンス意識の醸成」に掲げる出前講座や職員研修等では、発注者綱紀保持規程、倫理規程、官製談合防止法、国家公務員法、懲戒処分、損害賠償請求、刑罰等に関する講義等を実施し、その中でこれらのコンプライアンスに関するルールができた背景を説明し、その遵守の必要性の理解を深めるとともに、違法性の認識や入札談合等関与行為の絶対悪について基本的理解を深めるなど、コンプライアンスについて周知徹底を図る。

#### (4) 事業者に対する発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組みについての協力依頼

発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組みや、コンプライアンス推進計画について、事業者、事業者団体等に対し、ホームページ掲載や会合等の場において紹介するなどにより、協力依頼を行う。

併せて、執務室の入口等に、執務室への入室にあたっての協力依頼文書を掲示するとともに、建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格者に送付する一般競争(指名競争)参加資格認定通知書に発注者綱紀保持及び公務員倫理の取組みの協力依頼文書を同封する。

## 4 コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

コンプライアンスに関する通報窓口への通報は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、また、通報した職員は不利益にならないことの周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組む。

また、通報があった場合には、「職員が発注者綱紀保持規程に抵触する事実を確認したときの通報の対応フロー」、「職員が事業者等から不当な働きかけを受けたときの報告の対応フロー」等に基づき、迅速かつ的確な対応を行う。

職員は速やかな窓口通報が行えるよう「コンプライアンス携帯カード」及び「国家公務員倫理カード」を常時携帯する。

## 5 入札契約手続きの見直し及び情報の適切な管理

① 平成26年2月6日付け本省通知「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」等に基づく技術資料と入札書の同時提出等を、より一層着実に実施する。

② 発注者綱紀保持規程に基づき、発注事務に関する適切な情報管理の更なる徹底を行う。

また、管理状況を定期的(少なくとも毎年度1回)に点検する。

## 6 内部監査の実施

平成29年度一般監査実施計画において、コンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況及び不正行為防止取組状況を重点監査事項に位置付け、内部監査を実施する。

## 7 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開

事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等について、ホームページで公表し、透明化を図る。